

議第 26 号

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 会計年度任用職員に対する勤勉手当を、育児休業中でも支給できるように改めます。

（第7条関係）

（2） この条例は、令和6年4月1日から施行します。

（附則関係）

